

(事 務 連 絡)
業 庫 第 6 7 号
平成 2 9 年 8 月 4 日

歳入復代理店引受金融機関本部 御 中

日 本 銀 行 業 務 局

**国税収納金整理資金の口座振替による納付にかかる事務取扱の
変更（ペーパーレス化）について**

国庫金関係事務につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、関係法の改正^(注1)が行われたことに伴い、平成30年1月1日より、国税収納金整理資金（関税を除く。以下同じ。）の口座振替による納付にかかる事務取扱が一部変更となります^(注2)。

(注1)「所得税法等の一部を改正する等の法律」(平成29年法律第4号)。なお、関係省令の改正については、現在、財務省および国税庁において作業を進めている旨伺っています。

(注2) 本年1月より、国税収納整理資金の口座振替による納付にかかる領収証書が不要化されました（「日本銀行歳入復代理店事務取扱手続」の一部改正に関する件）(平成28年12月6日業庫第79号)が、本件は、同納付にかかる「納付書・領収済通知書」および「領収控」の書面の取扱いを廃止し、一層の事務合理化を図るものです。

本件に伴う関係規程の改正につきましては、本年12月を目途に通知する予定ですが、事務取扱の変更が円滑に行われますよう、予め変更のポイントを下記のとおりご連絡します。

記

歳入復代理店が振替金融機関から国税収納金整理資金の口座振替による納付を受けたとき、現在は、「納付書・領収済通知書」を書面にて税務署に送付し、「領収控」を書面にて保管する扱いとなっていますが、平成30年1月1日以後は、データ交換方式による口座振替^(注3)の場合には、こうした書面の取扱いがなくなります。

(注3) 国税庁との間で締結している協定書に基づいて、振替金融機関がデータ交換方式(電磁的記録媒体又は国税電子申告・納税システム(e-Tax))により国税庁から口座振替にかかる通知を受けて口座引落を行うもの。国税口座振替の大半で利用。

この取扱いの変更によって、振替金融機関から提出される国税収納金整理資金の納付に関し必要な事項および口座振替による納付の結果にかかる電磁的記録(以下、「振替結果記録」といいます。)を、「納付書・領収済通知書」に代えて国税庁に送る扱いとなる(別紙:フロー図中⑤)ほか、「領収控」に代えて保管することになります(別紙:同④)。

—— 国税庁に送る「振替結果記録」は、振替金融機関が国税庁との協定書に基づいて、現在、送っている「振替結果データ」と同一の内容となります。

—— 歳入復代理店における「振替結果記録」の保管形式や方法は問いませんが、保管にあたっては、後日、税務署等から領収済証明請求を受けたときに請求内容を確認できるようにしてください(日本銀行歳入復代理店事務取扱手続(以下、「代理店手続」といいます。)Ⅱ 3.(3)を参照)。
また、保管期間はこれまでの「領収控」と同様、2年間となります。

今般の国税収納整理資金の口座振替による納付にかかる事務取扱の変更点を纏めると次表のとおりです。

—— 書面分(税務署長から納付書のみにより通知を受ける方式)の口座振替の場合には、「納付書・領収済通知書」および「領収控」の取扱いについては、これまでと変わりありません(「納付書・領収済通知書」は書面にて税務署長宛に送付、「領収控」は書面にて自行庫で保管)。

		【変更前】	【変更後】
データ交換方式	「納付書・領収済通知書」の官庁宛送付	書面にて送付 (税務署長宛)	「振替結果記録」を 電磁的記録にて送付 (国税庁宛)
	「領収控」の保管	書面にて保管	「振替結果記録」を 電磁的記録にて保管
書面分 (参考)	「納付書・領収済通知書」 の税務署長宛送付	書面にて送付 (不変)	
	「領収控」の保管	書面にて保管 (不変)	

今回の変更によって、国税庁から、現在、振替金融機関に対して配付されている「納付書・領収済通知書」および「領収控」の帳票も、配付されなくなる見込みです。

また、国税庁からは、データ交換の方法として e-Tax を用いる振替金融機関に対しては、「口座振替用納付書送付書（4枚複写で、「歳入金等受入報告表」の書式を含む。）」の配付も取り止める予定である旨伺っておりますが、「歳入金等受入報告表」の取扱いについては特段変更ありませんので、今後、当該振替金融機関は、適宜の方法により「歳入金等受入報告表」を作成することになります（別紙：同③）。引続き、代理店手続中の記載例（Ⅱ 1.（2）ロ. の注意事項①）を参照のうえ、振替金融機関から提出されるものをご確認ください。

（本件に関する照会先）

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ

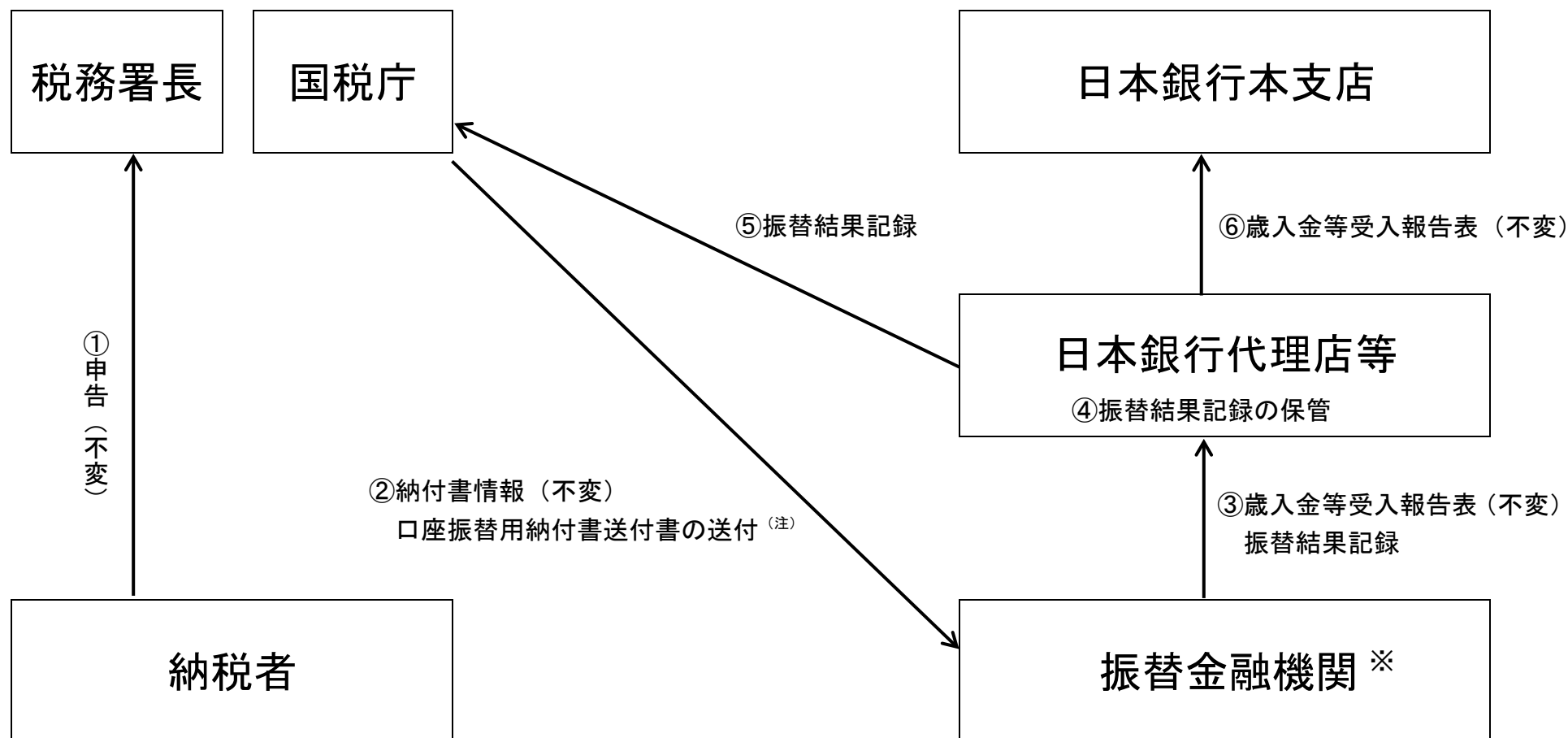
03-3279-1111（代表）<6104（内線）>

dairiten-kitei@boj.or.jp

以 上

(別紙)

国税収納金整理資金の口座振替納付にかかるペーパーレス化後のフロー



※ 日本銀行代理店等を兼ねているケースが多い。

(注) データ交換の方法として、e-Tax方式を用いる場合、国税庁から振替金融機関に対しての帳票の配付は行われなくなるが、電磁的記録媒体を用いる場合、「口座振替用納付書送付書」の帳票の送付が引続き行われる。